

一般財団法人 埼玉県河川公社に関する情報公開

1 作成日・作成担当課

作成年月日 令和3年8月30日
作成担当課 埼玉県 県土整備部 河川環境課 電話番号 (048) 830 - 5110

2 出資法人の名称

出資法人の名称 一般財団法人 埼玉県河川公社 代表者 理事長 奥ノ木 信夫
主たる事務所の所在地 埼玉県川口市弥平3丁目12番8号 電話番号 (048) 226 - 5953
設立年月日 平成 4 年 3 月 2 7 日 ホームページアドレス <http://www.saitamariver.or.jp>

3 基本財産等・埼玉県の出資割合

基本財産等の金額 35,000 千円 (埼玉県の出資割合 51.4 %)

4 事業内容

- マリーナ施設の整備・運営及び河川マリーナに係る河川管理施設の業務の受託。
- 河川、水辺環境の愛護思想の普及及び水辺におけるレクリエーション事業の振興。
- 河川、水辺環境に関する調査研究及び知識の普及啓発。
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

5 財務状況

貸借対照表	項目	金額(千円)			損益計算書	項目	金額(千円)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産		213,396	204,230	179,847	総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	97,424	93,423	98,597	
負債		203,913	193,195	165,546	(うち埼玉県からの補助金・委託金)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	
(うち有利子負債)		(0)	(0)	(0)	経常損益	1,707	1,553	3,265	
資本		9,483	11,036	14,301	当期損益	1,707	1,553	3,265	
累積欠損金					減価償却前当期損益	8,684	9,967	10,472	

6 常勤役員員数 (令和3年4月1日現在)

役員数 (うち県派遣職員数・県退職者数)	役員平均年齢	職員数 (うち県派遣職員数・県退職者数)	職員平均年齢
0名 (県派遣 0名、県OB 0名)	歳	1名 (県派遣 0名、県OB 0名)	63 歳

7 常勤役員員の報酬・給与に関する状況(令和2年度決算)

常勤役員員の平均年収	支給実人数 (うち県派遣)	備考	常勤職員員の平均年収	支給実人数 (うち県派遣)	備考
千円	0名 (0名)		千円	1名 (0名)	

8 出資法人への埼玉県の関与の状況

(1)公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
① 補助金(助成金)	6,000	6,000	6,000	マリーナ施設の運営に係る人件費、修繕費について補助している。
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
⑤ その他()	0	0	0	
合計	6,000	6,000	6,000	—
(参考) 委託料	0	0	0	

(2)公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	平成21年度末に県貸付金により、銀行借入金を一括返済
② 貸付金残高	138,376	133,376	128,376	埼玉県河川公社運営費貸付金(平成12年度借入れの償還期間見直し)(償還年度:平成27年度~58年度) 埼玉県河川公社設備更新費貸付金(平成18年度借入れの償還期間見直し)(償還年度:同上) 埼玉県河川公社運営費貸付金(平成21年度借入れの償還期間見直し)(償還年度:同上)
③ 出資金	18,000	18,000	18,000	財団設立に際し、基本財産として出せん
合計	156,376	151,376	146,376	—

9 埼玉県による検査・監査結果

毎月定期的に実施し、適正に運営が行われていることを確認している。

10 その他の特記事項

職員は1名のため、職員の平均年収、平均年齢とも個人情報に該当する非開示情報である。ただし年齢は本人の同意を得て記載している。

○ 一般財団法人については、「5. 財務状況」の各欄は会計基準により、次のとおり読み替えて計上しています。

<貸借対照表> 資本→正味財産の部合計

累積欠損金→正味財産の部合計

<損益計算書> 損益計算書→正味財産増減計算書及び収支計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→旧基準:総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目)) 新基準:総収入(=経常収益計+経常外収益計)

経常損益→旧基準:当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額) 新基準:税引前当期経常増減額

当期損益→旧基準:当期正味財産増減額 新基準:当期一般正味財産増減額

減価償却前当期損益→減価償却を行っている場合は、当期損益に減価償却費を加えた額